

青森県介護人材研修受講支援事業費補助金に関するQ & A (R8.9.9時点)

Q 1 補助事業のスケジュールはどうなっているのか。

A 1 以下のとおりで予定しています。

1 交付申請書の提出期限	事業者→県	令和8年10月1日から11月13日まで
2 交付申請書の審査	県	
3 交付決定通知書の発出	県→事業者	令和8年12月中(予定)
4 実績報告書の提出	事業者→県	・事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年4月9日のいずれか早い日までに提出 ・既に事業が完了している場合は、交付決定後、速やかに提出
5 実績報告書の審査 補助金額の確定	県→事業者	令和9年4月中(予定)
6 請求書の提出	事業者→県	令和9年5月初旬(予定)
7 補助金の支払	県→事業者	令和9年5月末日(予定)

Q 2 事業の実施期間はいつからいつまでか。

A 2 令和8年度は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

事業実施期間中に、受講料を支払い、研修の修了証の交付を受ける必要があります。

Q 3 補助対象経費と補助の要件を教えてください。

A 3 介護事業所(法人)が、就労中の介護職員等の初任者研修及び実務者研修の受講料を全額負担し、研修受講者が修了証の交付を受けた場合に、補助対象となります。受講者本人が受講料を負担した場合は、対象外です。

Q 4 補助対象となる職員は、介護職員としての勤務でなければならないのか。

A 4 現在、介護職員でなくても、当該事業所に職員として勤務している方(雇用関係がある)で、資格取得後介護職員として勤務予定の方であれば対象です。ただし、過去に同じ研修を修了している方や、初任者研修の場合、初任者研修修了者と同等の資格を有している方(看護師、准看護師、旧訪問介護員養成研修1級・2級修了者、旧介護職員基礎研修修了者等)は対象外です。

Q 5 年度をまたいで、研修を受講し、修了証の交付を受けたが、その場合は、補助対象とされないのか。

A 5 補助金の交付を受けようとする年度に研修の受講を開始し、修了証の交付を受け、同一年度内に受講料の支払いが完了している場合が対象となります。

補助金の申請を考えている事業所は、研修期間にご注意ください。

Q 6 年度内に研修が終了したが、研修実施機関の都合により、修了証の交付が年度を超えた場合は、補助対象外か。

A 6 補助金の交付を受けようとする年度内に研修が修了し、確実に修了証が交付される場合は、その旨を証明する書類を提出してください。（4月9日までに実績報告書の提出が必要です。）

例えば、修了証の交付を受けるための確認テスト等が、年度を超える場合は、対象外です。

Q 7 介護事業所を運営する法人が設置する研修施設で研修の受講した場合、受講料は補助対象となるのか。

A 7 介護事業所（法人）が負担した場合は、対象となります。

Q 8 研修受講料の一部を研修受講者が負担した場合は、補助対象となるか。

A 8 研修受講料の全額を介護事業所が負担する場合は対象です。

Q 9 研修受講料以外で、認められる経費はあるか。

A 9 研修機関に支払いが義務づけられているテキスト代や教材費は対象となります。個人が用意するテキスト、研修機関や実習施設に通う交通費は、補助対象外です。

Q 10 補講や追試に係る経費は、補助対象か。

A 10 補助対象外です。

Q 11 研修に付随する講座は対象になるか。

A 11 付随する講座は補助対象外です。付随する講座と一体となっている受講料は、研修に相当する分を研修機関の確認の上、申請してください。

Q 12 振込手数料は補助対象か。

A 12 補助対象外です。

Q 13 受講料を介護事業所で負担したが、研修機関から発行された領収証が受講者名義であった場合は、どうすればよいか。

A 13 介護事業所（法人）が受講者本人に支払ったことがわかる書類を提出してください。

Q 14 補助対象人数に制限はあるのか。

A 14 人数の制限はありません。

ただし、交付決定後の増額変更承認申請は認められませんので、交付申請時にまとめて申請してください。

Q15 複数名分の研修受講料の交付決定を受けたが、一人の職員が研修を途中でやめてしまった場合は、どうなりますか。

A15 変更申請が必要となりますので、変更承認申請書（第2号様式）を提出してください。
一人分の交付決定を受け、その一人が研修をやめてしまった場合は、中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を提出してください。

Q15 研修受講中に介護事業所を退職した場合は、どうなりますか。

A15 研修修了が補助の要件となりますので、補助対象外です。既に交付決定を受けている場合は、中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を提出してください。

Q16 県内に介護事業所はあるが、法人所在地が他都道府県にある場合は対象となるか。

A16 青森県内の介護事業所に勤務している方であれば、対象となります。

Q17 申請は各事業所単位で行うのか。

A17 交付申請や実績報告は法人単位で提出してください。

Q18 申請書類の書き方や提出書類がわからない場合は、どこに相談すればよいか。また、書類の提出先を教えてください。

A18 当補助金に関するお問い合わせは、県高齢福祉保険課までメールでお願いします。（電話でのお問い合わせは、御遠慮ください）

メールアドレス kaigo_todokede@pref.aomori.lg.jp

交付申請や実績報告書は、「青森県電子申請・届出システム」により、提出してください。
（システムにアクセスするためのアドレス（URL）は、県の「青森県介護人材研修受講支援事業費補助金」のホームページを御確認ください）

郵送やメール、持参による提出は受け付けておりません。